

(案)

資料1

令和2年12月24日

湖西市長 影山 剛士 様

湖西市国民健康保険運営協議会  
会 長 板倉 福男

湖西市国民健康保険運営協議会への諮問事項について（答申）

令和2年8月27日付け湖市保第407号により諮問のありました下記事項については、慎重審議した結果、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 答申内容

湖西市国民健康保険税の税率改定について、以下のとおり実施することが適当である。

- ① 賦課方式は、資産割を廃止し、基礎課税分（医療保険分）3方式、後期高齢者支援金分3方式、介護納付金分（介護保険分）2方式とすること。ただし、被保険者の急激な負担を緩和するため、改定については2年かけて行うこと。
- ② 税率改定後の調定額は、将来の財源不足を考慮して税率改定前の調定額より微増とし、改定税率については、被保険者への負担を最小限にとどめること。
- ③ 資産割の減少分の調定額は、所得割で補填すること。
- ④ 税率改定の始期は、令和3年度とすること。
- ⑤ 具体的な改定税率については、別紙のとおりとすること。

### 2 理由

平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、保険税率の一本化を目指すために、静岡県国民健康保険運営方針に沿った賦課方式に改定することが、県を共同保険者とした新たな国民健康保険事業の、持続可能で安定的な運営確保に繋がるものである。

なお、コロナ禍の影響により社会経済情勢が厳しい状況であることから、被保険者への影響を緩和するために、複数年での税率改定を実施されたい。

(案)

別紙

区 分		現行税率	改定税率 (3年度)	増減
基礎課税分 (医療保険分)	所得割	4.3%	4.9%	0.6%
	資産割	22.0%	12.1%	-9.9%
	均等割	26,600円	26,600円	-
	平等割	21,800円	21,800円	-
後期高齢者 支援金分	所得割	1.6%	1.8%	0.2%
	資産割	4.0%	2.0%	-2.0%
	均等割	9,600円	9,600円	-
	平等割	7,200円	7,200円	-
介護納付金分 (介護保険分)	所得割	1.4%	1.5%	0.1%
	資産割	4.0%	2.0%	-2.0%
	均等割	9,600円	9,600円	-
	平等割	7,800円	7,800円	-

区 分		改定税率 (3年度)	改定税率 (4年度)	増減
基礎課税分 (医療保険分)	所得割	4.9%	5.6%	0.7%
	資産割	12.1%	(廃止)	-12.1%
	均等割	26,600円	26,600円	-
	平等割	21,800円	21,800円	-
後期高齢者 支援金分	所得割	1.8%	2.0%	0.2%
	資産割	2.0%	(廃止)	-2.0%
	均等割	9,600円	9,600円	-
	平等割	7,200円	7,200円	-
介護納付金分 (介護保険分)	所得割	1.5%	1.7%	0.2%
	資産割	2.0%	(廃止)	-2.0%
	均等割	9,600円	15,000円	5,400円
	平等割	7,800円	(廃止)	-7,800円